明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕

○独立行政法人原子力安全基盤機構の解散に関する法律の施行期日を定める政令（三七）　二
○旧独立行政法人原子力安全基盤機構評価委員会令（三八）　二
○独立行政法人原子力安全基盤機構の解散に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（三九）　三
○国民健康保険法施行令の一部を改正する政令（四〇）　六
○防衛省の職員の配偶者同行休業に関する政令（四一）　六

〔省　令〕

○専門職大学院設置基準の一部を改正する省令（**文部科学**八）　七

〔訓　令〕

○内閣府政策統括官の職務分担に関する訓令の一部を改正する訓令（**内閣府**六）　七

〔告　示〕

○戸籍法第百十八条第一項の規定による指定に関する件（**法務**六九）　七
○日本国に帰化を許可する件（**同**七〇）　七
○マプト市医療従事者養成学校建設計画（詳細設計）のための贈与に関する日本国政府とモザンビーク共和国政府との間の書簡の交換に関する件（**外務**五三）　八
○チェンナイ小児病院改善計画のための贈与に関する日本国政府とインド政府との間の書簡の交換に関する件（**同**五四）　八
○カブール国際空港保安機能強化計画のための贈与に関する日本国政府とアフガニスタン・イスラム共和国政府との間の書簡の交換に関する件（**同**五五）　九
○保安林の指定をする件（**農林水産**二五九～二六一）　九
○保安林の指定を解除する件（**同**二六二）　九
○保安林の指定施業要件を変更する件（**同**二六三、二六四）　九
○料金を徴収しない車両を定める告示の一部を改正する件（**国土交通**一三六）　一〇
○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（**同**一三七）　一〇
○道路に関する件（**東北地方整備局**二一）　一一
○都市計画に関する件（**九州地方整備局**二九）　一一
○道路に関する件（**北海道開発局**一三、一四）　一一

〔国会事項〕

人事交流を希望する民間企業の公募（防衛省）　一二

〔人事異動〕

法務省　文部科学省　厚生労働省　一二

〔官庁報告〕

官庁事項

法　務　一三
公証人任免（法務省）　一三

〔公　告〕

諸　事　項

官庁

司法書士懲戒処分、建設業の許可の取消処分関係　一三

裁判所

相続、公示催告、失踪、破産、免責、特別清算、再生関係　一六

会社その他

本号で公布された法令のあらまし

◇独立行政法人原子力安全基盤機構の解散に関する法律の施行期日を定める政令（政令第三七号）

（原子力規制委員会）

独立行政法人原子力安全基盤機構の解散に関する法律（平成二五年法律第八二号）の施行期日は、平成二六年三月一日とすることとした。

◇旧独立行政法人原子力安全基盤機構評価委員会令（政令第三八号）（原子力規制委員会）

1　旧独立行政法人原子力安全基盤機構評価委員会の委員等

(一)　旧独立行政法人原子力安全基盤機構評価委員会（以下「委員会」という。）は、委員五人以内で組織することとした。（第一条関係）

(二)　委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができることとした。（第一条関係）

(三)　委員会に、専門の事項を調査させるため必要があると認めるときは、専門委員を置くことができることとした。（第一条関係）

(四)　その他委員、臨時委員及び専門委員に関し必要な事項を定めることとした。（第二条、第三条関係）

2　委員長

委員会に委員長を置き、委員の互選により選任することとした。（第四条関係）

3　議事

委員会の議事について定めることとした。（第五条関係）

4　資料の提出等の要求

委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができることとした。（第六条関係）

5　庶務

委員会の庶務は、原子力規制委員会原子力規制庁長官官房において処理することとした。（第七条関係）